

令和4年度

長久手市認可保育所設置運営事業者募集要項

令和4年10月

長久手市子ども部子ども未来課

## 目次

1	趣旨.....	3
2	募集内容について.....	3
3	応募資格について.....	3
4	保育所の運営について.....	3
5	施設の整備について.....	5
6	応募手続について.....	5
7	応募に関する質問及び回答.....	7
8	審査及び選定方法.....	7
9	その他留意事項.....	8

## 1 趣旨

長久手市では急増する保育需要に対応するため、長久手市内に乳児から5歳児までを受け入れる認可保育所（以下、「募集保育所」という。）を設置・運営する事業者（以下「設置運営事業者」という。）を募り、事業計画等の内容について審査し、設置運営事業者の選定を行うものです。

## 2 募集内容について

### (1) 募集保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づき、愛知県の認可を受けて設置する保育所が対象となります。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）等を満たすことが前提となります。

### (2) 募集地域：長久手市内の土地であって、別紙「公募範囲図」に示す区域

※既存保育所等との距離、利便性、地域の保育需要等を考慮し、総合的に判断する予定。

### (3) 募集数：2か所

### (4) 定員：80人以上100人まで（0歳児クラスから5歳児クラスまで）

0歳児≤1歳児≤2歳児≤3歳児≤4歳児≤5歳児となるように設定してください。また、需要の高い3歳未満児クラスを4割程度見込んでください。

### (5) 開園予定日：令和6年4月1日（月）

## 3 応募資格について

応募資格は、次の要件を全て満たす者とします。

### (1) 本市の保育行政、児童福祉法等の関係法令等を十分理解し、地域と信頼関係を築きながら積極的に協力すること。

### (2) 社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等法人格を有すること。

### (3) 「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知）に定める審査基準を満たす、又は満たす見込みであること。

### (4) 愛知県内において、現に認可保育所又は認定こども園を運営していること。

### (5) 自己資金として年間事業費6分の1以上の資金を普通預金・当座預金等により有していること。

### (6) 直近の会計年度において、他の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

### (7) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 長久手市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）に基づく排除対象者

ウ 本市の指名停止措置を、申請の日から審査決定通知日までの間に受けた者

エ 直近3か年において国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第5項第四号に該当しないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

## 4 保育所の運営について

### (1) 保育事業については、設備運営基準、特定教育・保育施設運営基準、愛知県条例のほか、次の内容に従い、実施することが条件となります。

保 育 事 業	条 件
通常保育	定員80人以上100人まで なお、年齢毎の定員構成は、保育需要の高い3歳未満児の受入れに配慮すること。

保 育 事 業		条 件
		受入年齢 生後6か月経過後の翌月1日から
		保育時間 平日・土曜日 7:30～18:30 ※ なお、短時間認定は、原則として8:00～16:00
		開所日 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く日
		給食 自園調理
障がい児保育		障がい児（※1）の受入れ体制を整えること。
地域子ども子育て支援事業等	延長保育	平日 18:30～19:30以降
	一時預かり※2	定員10人程度
	休日保育	定員10人程度
	その他の保育（例：病児・病後児保育※3）については任意	

※1 障がい児保育については、各種手帳等の交付の有無は問わない。

※2 「長久手市一時保育事業実施要綱」（令和3年1月22日施行）に準じて実施すること。

※3 病児・病後児保育事業を実施する場合は、「長久手市病児・病後児保育事業実施要綱」（令和4年10月19日施行）に基づき、実施すること。

## (2) 職員配置

各年齢児に対する保育士の配置基準は次表のとおりです。

(単位：人)

年齢児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児※	4歳児※	5歳児※
児童：保育士	3：1	4：1	6：1	20：1	30：1	30：1

※ 障がい児の加配保育士の配置基準は、おおよそ4対1

## (3) 給食の提供

給食の実施については、自園調理とし、次の事項に十分注意して給食を提供すること。なお、調理業務は委託することができるが、その場合は「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省家庭局長通知）を遵守すること。

ア 園で提供する食事については、季節感のあるものを適時・適温にて提供すること。

イ 園児の健康状態やアレルギー食への特別な配慮（除去食、代替食）を行うこと。

ウ 食育基本法（平成17年法律第63号）や保育所保育指針に基づき、各年齢の発育・発達過程に応じた食育に取り組むこと。

エ 献立の提示、展示食等を実施するとともに、必要に応じて児童に対し栄養指導を行い、保護者に対する食を通じた子育て支援を行うこと。

オ 食材は安全な食材を確保すること。また、食材に関する情報提供を適宜行うこと。

## (4) 第三者評価

「子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について」（平成26年9月5日雇児発0905第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第3に基づき、第三者評価（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条の2第2項に規定する外部の者による評価）を5年に1度以上受審する必要があります。

## 5 施設の整備について

### (1) 土地及び建物

土地については、応募者の自己所有又は借地、建物については、応募者の自己所有であることを条件としますが、応募段階では、取得又は賃貸借見込みも可とします。整備に際しては、都市計画法、建築基準法等関係法令、例規及び通知等を遵守する必要があります。

### (2) 設置場所

設置場所の選定については、農用地区内農地、浸水想定区域等に十分配慮し、開所日までに整備が間に合う場所としてください。

### (3) 耐震基準等

既存施設等を活用して整備する場合、建物は、建築基準法における新耐震基準により建築していること又は I s 値が 0.7 以上であることを条件とします。

### (4) 施設整備に係る補助金

国庫補助（就学前教育・保育施設整備交付金）を活用し、予算の範囲内で補助します。ただし、国及び市の補助金は、就学前教育・保育施設整備交付金の活用及び本市の予算成立を前提としたものであるため、今後の国の制度改正等により変更する場合がありますのでご注意ください。補助率は、本体工事費等の 4 分の 3（上限額あり）です。

なお、用地の取得、整地等に係る補助制度はありませんが、土地借料については別途加算があります。

〈令和 5 年度就学前教育・保育施設整備交付金による補助金上限額（イメージ）〉

施設規模	事業主体	
	社会福祉法人、学校法人等	NPO 法人、株式会社等
定員 80 人以上 100 人まで	(国の本体工事費補助金交付基準額 109,800 千円+加算等額) × 3/4 (国及び市の合計)	0 円

※ 別紙「交付基準額表」参照

※ 交付基準額は、今後変更される可能性があります。

## 6 応募手続について

### (1) 応募申込

次により公募申請書及びその他必要書類を添付の上、提出してください。なお、応募に際し、必要な経費は、事業者の負担になります。

### (2) 受付期間等

受付期間	令和 4 年 10 月 24 日（月）～11 月 28 日（月） 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（閉庁日を除く。） ※電話で予約の上、持参してください。 ※郵送、FAX、電子メール等による応募はできないため、留意すること。 ※書類不備の場合は受付できないため、期日に余裕をもって提出すること。
提出場所	愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1 長久手市役所 2 階 子ども部子ども未来課保育係 電話 0561-56-0615（直通）
提出書類	令和 4 年度長久手市認可保育所設置運営事業者募集に関する提出書類一覧（別紙 1）を参照。
提出部数	正本 1 部 副本（正本の写し）12 部

※提出部数が別紙1で指定されている場合は、それに従うこと。  
 ※所定の様式が定められているもの以外は、原則A4判で提出してください。図面はA3判とします。  
 ※副本は、左綴じで両面印刷してください。

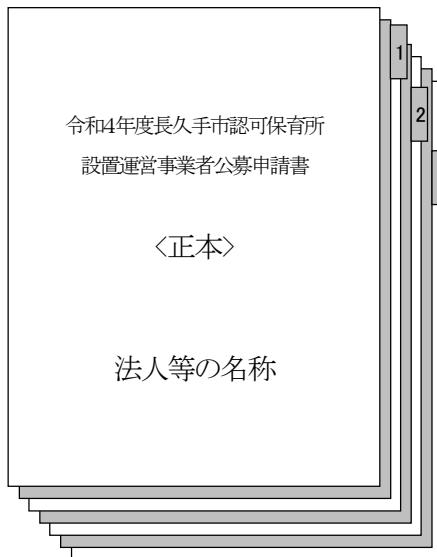
(3) 提出書類の体裁

提出書類の体裁は、以下に示す体裁を整えてください。

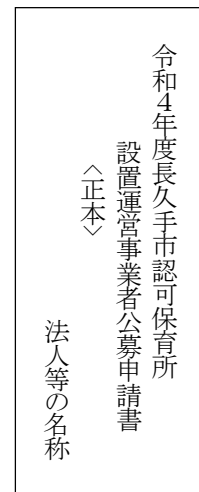
- ア 提出書類は、所定の様式や指定がされているもの以外は原則A4判とし、図面はA3判とする。ただし、官公署発行書類、既存のパンフレット等はこの限りではない。
- イ 新たに作成する書類の文字の字体は、明朝体で統一し、読みづらくならないよう文字の大きさ等に配慮すること。
- ウ 提出書類は、パイプ式ファイル、バインダー等による2穴綴じとすること。
- エ 提出書類の種類ごとに、インデックス（令和4年度長久手市認可保育所設置運営事業者募集に関する提出書類一覧（別紙1）の提出書類番号）を付した間紙を入れること。
- オ ファイル、バインダー等の表紙及び背表紙には、記載例を参考に次の事項を記載すること。
  - (ア) 認可保育所設置運営事業者公募申請書
  - (イ) 正本・副本の別
  - (ウ) 法人等の名称

【記載例】

[表紙]



[背表紙]



(4) 応募に関する留意事項

- ア 提出書類
  - 提出書類に関係のないPR等を目的としたパンフレットは添付しないこと。
- イ 著作権の帰属
  - 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、運営事業者の選定に係る事項を公表する場合及びその他市長が必要と認める場合には、市が提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- ウ 提案内容変更の禁止
  - 提出書類の内容を後日変更することは、禁ずる。
- エ 虚偽の記載をした場合の無効
  - 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- オ 提出書類の取扱い
  - 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

カ 事業者の公表

募集保育所の運営法人に決定した事業者については、長久手市ホームページ上に掲載し、公表する。

キ 情報公開

提出書類は、長久手市情報公開条例（平成13年12月長久手市条例第24号）に規定する「公文書」として、開示請求の対象となる。

ク 応募の辞退

書類提出後に辞退する際には、様式11を作成し、長久手市子ども部子ども未来課へ提出すること。

7 応募に関する質問及び回答

質問及び回答について

応募に関する質問を次に定める方法により受付します。なお、審査選定内容や関係法令、設備運営基準等により確認ができる事項、他の応募者に関する情報等については回答できかねるため、受け付けません。

ア 質問受付期間

令和4年10月24日（月）から11月7日（月）まで

イ 質問方法

様式12により質問内容を簡潔かつ明確に記入し、下記送付先へ提出すること。なお、電子メールによる質問のみを受け付ける。

ウ 送付先

電子メール kosodate@nagakute.aichi.jp（上記「ア」の期間中は、24時間受付可）

エ 回答方法

電子メールにて回答する。ただし、応募者全体に関わるものと判断した場合は、令和4年11月14日（月）までに長久手市ホームページ上に掲載する。

8 審査及び選定方法

(1) 審査及び選定

有識者等で構成する長久手市認可保育所設置運営事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、書類審査及びプレゼンテーション審査（ヒアリングを含む。）を行ったうえで採点し、合計点が最も高い応募者を運営法人として選定する。

<プレゼンテーション審査>

開催日時

開催日時：令和4年12月21日（水）予定

対象者に開催時間や開催場所等の実施方法を通知します。

開催場所（予定）

長久手市役所又は市内公共施設

出席者・発表者（3人以内）

応募された事業者の代表者、法人の経理担当者、施設長就任予定者等（以下、「事業関係者」という。）、保育内容の説明ができる者及び工事にかかる設計担当者に限る。

なお、出席する施設長就任予定者が事業関係者でない場合は、少なくとも1人は事業関係者を出席させること。

プレゼンテーション内容（1事業者30分）

・プレゼンテーション（10分）

法人の運営理念、応募動機、建設予定地を選定した理由、建設スケジュール、その他提出書類に記載されている内容

また、それ以外でアピールしたい取組内容

・質疑応答（20分）

(2) 設置運営事業者の決定

市は、委員会の選定結果を踏まえて設置運営事業者を決定します。ただし、提案内容によって、市は設置運



営事業者なしと決定する場合があります。

(3) 選定結果の通知等

選定結果は、選定後速やかに文書により通知します。

なお、審査の結果、不採択となったことによる応募事業者の不利益については、本市は一切その責を負わないものとします。

また、既に進めている計画等に対する経費等に対する賠償は、一切受け付けません。

(4) 「保育所整備に係る工程表」及び「概略配置図・平面図」の提出

保育所の整備状況と概略の確認のため、運営事業者においては、別紙1「令和4年度長久手市認可保育所設置運営事業者募集に関する提出書類一覧」に記載のある「書類番号8 保育所整備に係る工程表」及び「書類番号9 概略配置図・平面図」を、期限までに提出してください。

また「書類番号10 土地売買契約書の写し又は土地賃貸借契約書の写し（契約前の場合は、確約書）」についても、合わせて提出してください。

(5) 事業者選定スケジュール

募集要項の公表	令和4年10月24日（月）
公募申請書受付	令和4年10月24日（月）～11月28日（月）
質問受付	令和4年10月24日（月）～11月7日（月）
質問回答	令和4年10月24日（月）～11月14日（月）
書類審査	令和4年11月29日（火）～12月中旬
プレゼンテーション審査	令和4年12月21日（水）予定 ※ 詳細は、別途通知します。
審査結果通知	令和4年12月下旬
建設整備工事	令和5年度
開所	令和6年4月1日（月）

9 その他留意事項

- (1) 本要項に基づいて、提出された書類に記載された内容で、評価に影響を与えるものは、原則として10年間は遵守して運営を行ってください。
- (2) 選定された設置運営事業者は、原則として辞退できません。ただし、事業者の解散など、本市がやむを得ないものと認めた場合は、この限りではありません。
- (3) 審査、選定結果等の問合せはできません。
- (4) 本市は、必要に応じて関係機関（官公庁、金融機関等）へ問合せを行うことがあります。
- (5) 選定結果により設置運営事業者として選定された場合であっても、その後、本要項、添付書類、条例等の関係規定に基づいた整備を行えなかった場合、設置運営事業予定者としての地位を取り消すことがあります。
- (6) 施設整備等について、就学前教育・保育施設整備交付金を活用する場合に、当該交付決定が受けられないときは、当該事業を中止することがあります。
- (7) 本市は、設置運営事業者決定後に、設置運営事業者が次に定める事項に該当した場合には、当該決定を取り消すことがあります。なお、当該決定を取り消された場合、今後の本市保育所等公募において応募できない場合があります。
  - ア 法人側の不作為により、募集要項の条件の履行がされない場合又はその履行が明らかに困難な場合
  - イ 当初計画の概略配置図、平面図若しくは資金計画又は提案内容に大きな変更があった場合
  - ウ 施設管理者（設置運営事業予定者）を変更した場合
  - エ 次に定める事項により、令和6年4月1日の開園及び入所児童の受入れに支障をきたす恐れがある場合
    - (ア) 建設請負契約が令和5年8月中旬までに決定していない場合
    - (イ) 職員や保育従事者等の人員確保が見込めない場合



(ウ) 募集保育所設置に係る関係法令の許可等が下りる見込みがない場合又は、当該許可等の時期が遅延したことにより募集保育所設置が遅延すると見込まれる場合

オ その他、本市が設置運営事業者としてふさわしくないと判断した場合

(8) 認可保育事業の開始後、法人所轄庁による監査等で指導された場合は、その指導に従うこと。

(9) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがあります。

(10) 本市の予算措置がなされない場合は、補助金の交付を行うことができません。

(11) 設置運営事業者の応募がなかった場合又は本市が設置運営事業者なしと決定した場合は、再度募集を行うことがあります。

(12) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議し定めることとします。

<募集に関する問い合わせ先>

長久手市子ども部子ども未来課保育係

【住所】

〒480-1196

愛知県長久手市岩作城の内60番地1

【電話】

0561-56-0615 (直通)

【電子メール】

kosodate@nagakute.aichi.jp